

○一部事務組合下田メディカルセンター介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例施行規則

平成 18 年 3 月 20 日
共立湊病院組合規則第 2 号

改正 平成 24 年 4 月 23 日共立湊病院組合規則第 2 号

共立湊病院組合介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例施行規則の全部を改正する規則をここに制定する。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、一部事務組合下田メディカルセンター介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例（平成 18 年共立湊病院組合条例第 2 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用対象者)

第 2 条 介護老人保健施設（以下「施設」という。）を利用することができる者は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の規定に基づく被保険者で要介護認定又は要支援認定を受けた者とする。

(指定管理者による管理)

第 3 条 条例第 7 条の申請書は、様式第 1 号によるものとする。

2 条例第 7 条第 1 項第 5 号の書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 当該団体の定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (2) 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本
- (3) 法人の事業及び活動内容に関する書類
- (4) 開設している病院、介護老人保健施設等がある場合は、その事業実績に関する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、一部事務組合下田メディカルセンター管理者（以下「組合管理者」という。）が必要と認める書類

(利用料金の承認)

第 4 条 条例第 17 条第 3 項の規定による利用料金の承認を受けようとするときは、介護老人保健施設なぎさ園利用料金承認申請書（様式第 2 号）を組合管理者に提出しなければならない。

2 組合管理者は、前項の規定による申請を承認したときは、介護老人保健施設なぎさ園利用料金承認通知書（様式第 3 号）を指定管理者に交付する。

(委任)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、組合管理者が別に定める。

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 4 月 23 日共立湊病院組合規則第 2 号）
この規則は、平成 24 年 5 月 1 日から施行する。

様式第 1 号（第 3 条関係）

年 月 日

一部事務組合下田メディカルセンター 管理者 様

申請者 所在地
団体の名称
代表者名

一部事務組合下田メディカルセンター介護老人保健施設
なぎさ園の指定管理者指定申請書

一部事務組合下田メディカルセンター介護老人保健施設なぎさ園の指定管理者の指定を受けたいので、下記のとおり申請をします。

記

1 施設の名称及び所在地

名 称 介護老人保健施設なぎさ園
所在地 静岡県賀茂郡南伊豆町湊 674 番地

2 指定管理者の指定を受けたい理由

3 添付書類

- (1) 申請資格を有していることを証する書類
- (2) 施設の事業計画書
- (3) 管理に係る収支計画書
- (4) 団体等の経営状況を説明する書類
- (5) 団体の定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (6) 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
- (7) 法人の事業及び活動内容に関する書類
- (8) 開設している病院、介護老人保健施設等がある場合は、その事業実績に関する書類
- (9) その他一部事務組合下田メディカルセンター管理者が必要と認める書類

様式第2号（第4条関係）

介護老人保健施設なぎさ園利用料金承認申請書

年 月 日

一部事務組合下田メディカルセンター
管理者 様

所在地
申請者 名称 及び
代表者氏名 印

介護老人保健施設なぎさ園の利用料金について承認を受けたいので、次のとおり申請
します。

1 承認申請事項

区 分	種 別	単 位	申 請 額	摘 要

（注）必要に応じ、関係資料を添付すること。

2 申請理由

3 実施時期 年 月 日から

様式第3号（第4条関係）

介護老人保健施設なぎさ園利用料金承認通知書

年 月 日

様

一部事務組合下田メディカルセンター
管理者 印

年 月 日付けで申請のあった介護老人保健施設なぎさ園の利用料金については、次のとおり承認します。

1 承認事項

区分	種 別	単 位	承 認 額	摘 要

(注) 承認額は施設の見やすい場所に提示すること。

2 実施時期 年 月 日から